

わたしたちの豊かで美しい海を守り続けよう 富山市の海洋ごみ対策

環境政策課 ☎443-2053



海洋ごみは、海の景観を損なうだけでなく、生物や環境に大きな影響を及ぼしています。環境省の調査によると、富山湾の漂着ごみの約8割は、陸域で発生し、河川などを通じて海に流出したものです。海洋ごみ問題は、私たちの日常生活と密接な関係にあるのです。市では、オイルフェンスの設置や小学生への授業などの啓発活動を通じ、海洋ごみ対策に取り組んでいます。

市が行っている取り組みをご紹介します

オイルフェンスの設置

市は平成31年3月に日本財団と海洋ごみ対策に係る連携協定を締結しました。令和元年度からは河川や農業用水において「**網場**」や「**オイルフェンス**」を設置し、ごみ回収調査を行ってきました。

今年度は、がめ川にオイルフェンスを設置し、海洋ごみ問題の啓発に活用しています。これまでの実施結果は市ホームページ([No.1011268](#))をご覧ください。



海洋ごみに関する小学生への特別授業

海洋ごみ問題に、より興味・関心を持ってもらうため、「海洋ごみに関する小学生への特別授業」を令和3年度から実施しています。

今年度は、浜黒崎小学校・水橋中部小学校・大広田小学校・大久保小学校を対象に授業を実施しました。1回目の授業ではオイルフェンスの見学や岩瀬浜のゴミ拾い、2回目の授業では自分たちの校区内に落ちているゴミの調査を行うことで、陸域から河川を通じて多くの海洋ごみが流れ出ていることを児童たちに実感してもらいました。

ワークショップ

海洋ごみについて学べるカードゲームや身の回りのごみ問題について市民が語り合うワークショップを令和6年7月に開催しました。



日本財団との連携事業

日本財団との連携協定に基づく海洋ごみ対策の共同事業として、今年度は9月に路面電車のラッピングや富山駅構内でのバナーフラッグの掲示などを通じて、市内外の人々に海洋ごみの削減をPRしました。



親子バスツアー

オイルフェンスの見学やカードゲームを行い、海洋ごみについて親子で考えることができるバスツアーを令和6年8月に開催しました。



SDGs図書展示イベント
「地球に愛を」

海洋ごみのコーナーでは、海洋ごみ問題や富山市の取り組みに関するパネル展示を行います。



期間

2月6日(木)～3月4日(火)

場所

図書館本館4階(西町)

令和6年度住民税非課税世帯の方へ 物価高騰への支援として、給付金等を支給します

富山市物価高騰支援給付金等コールセンター(福祉政策課内) ☎481-7744 [平日9:00~17:00]

給付金等を受給するためには、申請が必要です

★支給の可能性のある方へ、確認書を2月中旬から順次発送します

申請期限

郵送…5月30日(金)(必着)

※5月に生まれた児童に対する申請は、
6月16日(月)(必着)まで。

オンライン…4月11日(金)

支給時期

市が確認書またはオンライン申請を
受理した日から、おおむね1カ月後

※口座へ振り込みます。書類不備などにより遅れる
場合があります。

申請方法

郵送かオンラインのどちらか一方で申請してください

郵送 確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

オンライン マイナンバーカードを所有しており、公金受取口座(本人名義)へ振込を希望される方は、スマートフォンを使用して申請できます(一部例外あり)。市から発送する案内に申請方法を記載しています。

(1)物価高騰支援給付金(3万円)と灯油等購入費助成金(5千円)

対象世帯

●基準日(令和6年12月13日)時点で富山市に住民登録されている世帯

●世帯全員が令和6年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯

※令和6年度の住民税とは、令和5年1月から12月までの収入(所得)に基づき、課税される税金です。

※ただし、次の世帯は対象になりません。

- ・住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等の方の世帯(令和5年中に親に扶養されていた単身の大学生、子や配偶者などに扶養されていた方、事業専従者 など)
- ・転入した方で、他市区町村で同様の給付金を受けた世帯



(2)子育て世帯への加算(児童1人あたり2万円)

対象世帯

●(1)のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

※給付金の申請者は、世帯主となります。

次の世帯は申請することで給付の対象となる場合があります(市から確認書は送付されません)

対象世帯

- ・基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に生まれた児童がいる
- ・単身で寮にいるなど、別居だが生計が同一である児童がいる

申請方法

申請書と必要書類を郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ。
※申請書は福祉政策課(市役所3階)にあるほか、市ホームページ(☎1016423)からダウンロードできます。

(1)(2)の対象世帯のほか、次の方も、対象となる場合があります。詳細は、コールセンターへ問い合わせてください。

- ・修正申告などにより令和6年度住民税均等割が非課税となった方
- ・配偶者からの暴力による避難や離婚協議中の別居など、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方
- ・基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に離婚し児童を養育している方



支給後に対象外と判明した場合は、給付金を返還していただきます。支給要件をよく確認してください。
振り込め詐欺や、個人情報を聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。